

第2回 在宅医療勉強会

精神科在宅患者支援管理料

概要・算定要件

精神科在宅患者支援管理料とは

重度の精神疾患により通院が困難な患者さんに
対して、保険医療機関の医師などが訪問診療や
訪問看護を行う際に算定できる精神科専門療法で
す。

I 016 精神科在宅患者支援管理料(月1回)

1 精神科在宅患者支援管理料1

イ 別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合

- (1) 単一建物診療患者1人 3,000点
- (2) 単一建物診療患者2人以上 2,250点

ロ 別に厚生労働大臣が定める患者の場合

- (1) 単一建物診療患者1人 2,500点
- (2) 単一建物診療患者2人以上 1,875点

2 精神科在宅患者支援管理料2

イ 別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合

- (1) 単一建物診療患者1人 2, 467点
- (2) 単一建物診療患者2人以上 1, 850点

ロ 別に厚生労働大臣が定める患者の場合

- (1) 単一建物診療患者1人 2, 056点
- (2) 単一建物診療患者2人以上 1, 542点

イ 別に厚生労働大臣が定める患者

以下の「ア」及び「イ」に該当又は「ウ」に該当する患者

ア 1年以上の入院歴を有する者や、3ヶ月以内に措置入院または医療保護入院を繰り返す者

イ 統合失調症、統合失調症型障害若しくは妄想性障害、気分(感情)障害又は重度認知症の状態で、退院時又は算定時におけるGAF尺度による判定が40以下の者

ウ 「在宅医療における包括的支援マネジメント導入基準」において、コア項目を1つ以上満たす者又は5点以上である者

口 別に厚生労働大臣が定める患者

イの「ア」若しくは「イ」に該当する患者若しくは以下の「ア」～「ウ」までのすべて
若しくは「エ」に該当する患者

ア ひきこもり状態又は精神科の未受診若しくは受診中断等が理由で、行政機
関等の保健師等の職員による家庭訪問の対象となっている者

イ 行政機関等の要請を受け、保険医療機関の精神科医が訪問し診療を行った
結果、計画的な医学管理が必要と判断された者

ウ 管理料を算定する日においてGAF尺度による判定が40以下の者

エ 過去6月以内に精神科地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟から退院し
た患者

3 精神科在宅患者支援管理料3

イ 単一建物診療患者1人 2,030点

ロ 単一建物診療患者2人以上 1,248点

対象患者

通院が困難な者(精神症状により単独での通院が困難な者を含む)のうち、以下のいずれかに該当する患者

ア 管理料1のイ又は2のイを算定した患者であって、当該管理料の算定を開始した月から、6月を経過した患者

イ 管理料1のロ又は2のロを前月に算定した患者であって、引き続き訪問診療が必要な患者

・ GAF尺度 とは

・・・精神疾患の重症度や社会生活における能力を総合的に評価するもの

- 患者さんの精神状態を1～100点満点の10段階で評価
- 「機能の全体尺度」として社会的、職業的、心理的機能を評価するのに用いられる数値スケール

「精神科在宅患者支援管理料1」

～算定要件～

在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関の精神科の医師等が、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看護を行っている場合に、单一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて6月を限度として、月1回に限り算定する。

「イ 別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合」については週2回以上

「ロ 別に厚生労働大臣が定める患者の場合」については月2回以上

「精神科在宅患者支援管理料2」 ～算定要件～

在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関の精神科の医師等が当該保険医療機関とは別の訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士と連携し、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合に、单一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて6月を限度として、月1回に限り算定する。

「イ 別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合」については当該別の訪問看護ステーションが週2回以上

「ロ 別に厚生労働大臣が定める患者の場合」については当該別の訪問看護ステーションが月2回以上の訪問看護を行っている場合

「精神科在宅患者支援管理料1」のイ 及び 「精神科在宅患者支援管理料2」のイ ～算定要件～

- ア 算定患者ごとに、当該患者の診療等を担当する精神科医、看護師又は保健師、精神保健福祉士及び作業療法士の各1名以上からなる専任のチームを設置する。
- イ 当該患者に対して月1回以上の訪問診療と週2回以上の精神科訪問看護及び精神科訪問看護・指導(うち2回以上は精神保健福祉士又は作業療法士による訪問であること)を行う。
- ウ アに規定する専任のチームが週1回以上カンファレンスを行う。うち、2月に1回以上は保健所若しくは精神保健福祉センター等と共同して会議を開催する又はチームカンファレンスの結果を文書により情報提供の上報告する。

「精神科在宅患者支援管理料1」の口 及び 「精神科在宅患者支援管理料2」の口 ～算定要件～

前項のアに加え、以下の全てを実施する場合に算定する。

ア 当該患者に対して月1回以上の訪問診療と月2回以上の精神科訪問看護及び精神科訪問看護・指導(うち2回以上は精神保健福祉士又は作業療法士による訪問であること)を行う。

イ 前項のアに規定する専任のチームが月1回以上チームカンファレンスを行い、2月に1回以上保健所若しくは精神保健福祉センター等にチームカンファレンスの結果を文書により情報提供する。

「精神科在宅患者支援管理料3」 ～算定要件～

「精神科在宅患者支援管理料1」又は「精神科在宅患者支援管理料2」を算定した患者であって、引き続き訪問診療が必要な患者に対して、当該保険医療機関の精神科の医師等が、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、月1回以上の定期的な訪問診療を行っている場合に、单一建物診療患者の人数に従い、「精神科在宅患者支援管理料1」又は「精神科在宅患者支援管理料2」の初回算定日の属する月を含めて2年を限度として、月1回に限り算定する。

留意点

- ・精神科在宅患者支援管理料を算定した場合
 - 特定疾患療養管理料○小児科療養指導料○てんかん指導料○難病外来指導管理料○皮膚科特定疾患指導管理料○小児悪性腫瘍患者指導管理料○退院後訪問指導管理料○在宅時医学総合管理料○施設入居時等医学総合管理料○在宅がん医療総合診療料○訪問看護指示料○在宅患者連携指導料○在宅寝たきり患者処置指導管理料及び○精神科訪問看護指示料 は算定しない。

- ・連携する訪問看護ステーションが当該患者について訪問看護基本療養費又は精神科訪問基本療養費を算定した場合

訪問看護ステーションが訪問を行った同一時間帯に行う○往診料
○在宅患者訪問診療料(Ⅰ)(Ⅱ)○在宅患者訪問看護・指導料○同一建物居住者訪問看護・指導料○在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料○在宅患者訪問薬剤管理指導料○在宅患者訪問栄養食事指導料又は○精神科訪問看護・指導料 は算定できない。

- ・特別の関係にある訪問看護ステーションと連携して行う場合
→「精神科在宅患者支援管理料1」を算定する。
- ・2以上の保険医療機関が同一の患者について同一の精神科在宅患者支援管理料を算定すべき医学管理を行っている場合には、主たる医学管理を行っている保険医療機関において当該精神科在宅患者支援管理料を算定する。

- ・当該管理料を算定中又は算定後の患者が入院し、再度対象患者の要件に該当した場合には、再算定を開始した日を初回算定日として算定可能である。
- ・同一保険医療機関において患者ごとに当該管理料「1」と「2」を選択して算定することはできない。
- ・当該管理料と在宅精神療法は併算定が可能になっている。

当該管理料「1」及び「2」算定時 ～摘要欄への記載事項～

- ◎直近の入院についての入院年月日(入退院を繰り返す者の場合は、直近の入院に加え、前々回の入院日、入院形態並びに退院日)
- ◎直近の退院時におけるGAF
- ◎当該月の最初の訪問診療時におけるGAF
- ◎初回の算定日及び算定する月に行った訪問の日時、診療時間並びに訪問した者の職種

等、記載する必要がある。

精神科在宅患者支援管理料1(イ)算定例

施設入所者(共同生活援助)

単一建物診療患者数:1人

対象患者:通院困難な精神疾患患者

直近入院歴:2025年6月1日～2025年8月15日(医療保護入院)

集中的支援が必要な状態と判断

訪問診療・看護実績:医師訪問診療 週2回(計8回／月)

:訪問看護 月2回 計画的医学管理の下に実施

患者(家族)同意取得済

初回算定日:2025年9月1日

【算定】

訪問診療料 888点 × 8

精神科在宅患者支援管理料1
3,000点 × 1

精神科在宅患者支援管理料1(口)算定例

施設入所者(有料老人ホーム)

単一建物診療患者数:3人

対象患者:精神疾患により通院困難

計画的医学管理の下に訪問診療を実施

訪問診療・看護実績:医師訪問診療 月2回

:訪問看護 月2回

患者同意取得済

初回算定日:2025年10月1日

【算定】

訪問診療料 888点 × 2

精神科在宅患者支援管理料1
1,875点 × 1

ご清聴ありがとうございました。

『次回の勉強会』

2月19日（木）13時から

オープン形式